

名称	第14回調布市自治基本条例制定プロジェクト・チーム会議
開催日時	平成20年9月1日(月曜日)午後3時から5時15分まで
開催場所	市役所5階 特別会議室
出席人数	9人
議事要旨	前回の会議までに議論した、「調布市自治基本条例検討案(たたき台)」のうち「市民参加」・「市民, 議会, 市長の役割」・「自治の基本理念」のポイントについて検討を行いました。
主な意見	<p>1. 市民参加に関する基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加は当たり前になりつつあるが, 本当に市民は参加を望んでいるのかどうか。 ・行政が一方的に事業を行ってはいは, 正確な民意の把握とその反映ができない。 ・都市整備部では, 街づくり条例を活用し, まちづくりでは市民参加は市民住民発意のまちづくりを推進している。 ・教育では, 地域の声や評価を反映すべきであるという動きになってきている。 ・市民のまちづくりへの参加意欲の高まりがある。 ・情報提供を求める市民は増えている。 ・内容にもよると思うが, パブリック・コメントでは, あまり意見をいただけないのが一般であり, 身近な課題についてだと意見が多くなる。 ・意見が反映されると, 意見を出していこうという気持ちになる。 ・参加の範囲については, 対象事業によりそれぞれ判断をしていけばよいのではないか。 ・街づくり条例では市民の範囲を定めている。範囲は広く捉えている。 ・事業者を市民の範囲に含めるかどうかは, 影響を受ける事業者等があるのであれば, 救済措置をとっておかないとならない。どこかで意見を拾えるところがあればよいのではないか。 ・基本条例では大まかな定義を定め, 各個別の条例で範囲を定めていけばよいのではないか。 ・市民と住民の使い分けが難しい。 <p>2. 各主体の役割分担と市民, 議会, 市長の役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に市民の参加は自由であるが, 主体的に, そして責任をもって参加してほしい。 ・行政が意見を求めているも, あまり関心をもたれていないことがある。街中に出て行くなど, 積極的な投げかけが必要ではないかと感じている。

- ・議会，市長は報酬をもらっており，条例には役割としてある程度の記載が必要である。市民とはニュアンスを分けた方がよい。
 - ・市長の役割については，盛りだくさんの内容を短くまとめているという印象。大事なことであるし，すべてできればよいが，さらっと読んでしまうと印象に残りづらい。
 - ・市長(行政)の役割について，市民参加の実践を図るというのは手段であり，住民福祉の向上というのが目標と思う。
 - ・市民の力については，補完的な役割という部分を示した方がよいような気がする。市民，議会，市長(行政)三者の関係性が書かれると分かりやすい。
 - ・役割であるから，重要な役割をもっているという部分を表現したほうがよいのではないか。
 - ・自治法に書かれていることだけだとやはり面白味はないのか。自治法に書かれていることにプラスして調布独自のものを入れたらどうか。
 - ・制度と仕組みについては，既に法で定められている。市民参加と協働といった各自治体で考えなければいけない部分を載せていきたい。
3. 調布市における自治の基本理念について
- ・みんなで作くり，みんなで取り組んでいくというのが必要ではないか。
 - ・平和で幸せに暮らすためにそれぞれが努力すべきだということを入れられないか。市民意見が市政に活かされないままだと，意見を言う気が失せてしまうという話があったが，行政が聞く姿勢を示していくという部分がベースにこないとならないのではないか。
 - ・いかに今，調布市に住んでいる人が未来につなげていくかが重要である。
 - ・市民，議会，市長(行政)が，それぞれの目線で，調布市はどんな市にしていってよいか，協力し合うという部分がうたえるといいのではないか。
 - ・参加と協働は市政経営の基本に据えられている。
 - ・基本的な法律的な部分についても，ある程度仕組みを示していく必要があるのではないか。それだけではすまないものがあるから，市民参加が必要であるというところを，確認的に入れていく必要があるかと思う。
 - ・信託については，憲法の信託に加えて改めて信託するという話だと問題があるが，議会，市長が市民の信託を受けているということを表すことに問題はない。
 - ・確認的に市民からの信託の記載を入れた方が，次に記載するそれぞれの役割につながるのではないか。
 - ・権利については，市民が主役だと位置付けたときに一体何ができるか。市民は権利を持っていて行使できるとい

	<p>う方が市民は納得すると思う。</p> <ul style="list-style-type: none">• 憲法にうたわれている権利を再度うたうことはできないか。• あえて権利をうたわなくていいのではないか。十分に情報公開はしており，知る権利などを書いてしまうと言葉が一人歩きしてしまうのではないか。• 原理ということをやうたうのであれば，権利をやうたってもよいのではないか。権利はあるけど，ルールなく使えるものではないということを示していけばよいのではないか。
資料	第14回プロジェクト・チーム会議 次第